

公益財団法人工エルギア文化・スポーツ財団 定款

第1章 総則

名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人工エルギア文化・スポーツ財団と称する。

事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市中区小町4番33号に置く。

第2章 目的及び事業

自 的)

第3条 この法人は、中国地域における美術、音楽を中心とした芸術文化、民俗芸能を中心とした伝統文化及びスポーツの諸活動に対して、助成及び顕彰を行うこと等により、中国地域における文化、スポーツの振興を支援し、わが国の文化、スポーツの発展に寄与することを目的とする。

事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 中国地域における美術・音楽等芸術文化及び民俗芸能等伝統文化の展示・公演活動に対する助成
 - (2) 中国地域の民俗芸能等伝統文化の保存伝承活動、映像記録及び調査・研究成果の出版活動に対する助成
 - (3) 中国地域におけるスポーツの振興活動に対する助成
 - (4) 美術・音楽等芸術文化、民俗芸能等伝統文化及びスポーツの分野における中国地域在住者に対する顕彰
 - (5) 中国地域の文化及びスポーツに関する調査研究、出版及び展覧会、公演会、講演会等の開催
 - (6) その他当財団の公益目的事業を達成するために必要な事業
- 2 第1項に規定する公益目的事業については、中国地域内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県及び兵庫県・香川県・愛媛県の一部）において行うものとする。

第3章 資産及び会計

基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この

法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

特定資産)

第6条 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により使途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

- 2 特定資産への繰入れ及び特定資産の取崩しは、定款第35条による理事会の決議を経て行う。
- 3 特定資産に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定期評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

評議員)

第 11 条 この法人に、評議員 10 人以上 15 人以内を置く。

評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- ヘ ロから二までに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関

- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (6) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設計に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

任期)

- 第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満期前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

評議員に対する報酬等)

- 第14条** 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

構成)

- 第15条** 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

権限)

- 第16条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として、毎年度 5 月又は 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選任する。

決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

評議員会の決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

評議員会への報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員に報告することを要しないことにつき、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者の代表2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 10人以上15人以内

(2) 監 事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

役員の任期)

- 第 28 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

役員の解任)

- 第 29 条** 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

報酬等)

- 第 30 条** 理事及び監事は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

構成)

- 第 31 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

権限)

- 第 32 条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

招集)

- 第 33 条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

議長)

- 第 34 条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

理事会への報告の省略)

第37条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 補則

委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は福田昌則、専務理事は栗林正博とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

有澤 寛	川本一之	杵村善久
白井孝司	寺田達明	橋本宗利
福田督	細田順弘	増田信二
見延典子	村上勇	守屋勝利

任期は、第13条にかかわらず公益法人移行認定後の設立の登記の日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
(第5条関係)

財産種別	金額
預金	
投資有価証券	2,000,000,000円